

議案第34号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月3日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正され、これまで都道府県知事のみが行っていた放課後児童支援員の認定資格研修を政令指定都市の長も実施することができるようになったことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和2年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>(開所時間及び日数に関する経過措置)</p> <p>第3条 施行日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第18条の規定の適用については、同条第1項第1号中「8時間」とあるのは「4時間」と、同条第2項中「250日」とあるのは「240日」とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>(開所時間及び日数に関する経過措置)</p> <p>第3条 施行日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第18条の規定の適用については、同条第1項第1号中「8時間」とあるのは「4時間」と、同条第2項中「250日」とあるのは「240日」とする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。